

群馬県有機農業推進計画

令和3年6月

群馬県農政部

はじめに

有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものとされています。近年では有機農業が生物多様性の保全や地球温暖化防止等にも高い効果を示すことが明らかになってきており、気候変動への対策手段としても、有機農業の取組拡大は農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献するものです。また近年では、新型コロナウイルス感染症による影響により、経済活動のあり方が大きく変容しつつある中で、農産物の流通・販売経路にも柔軟に対応することが必要になってきています。

本県では、平成22年7月に「群馬県有機農業推進計画」（第1次）を策定し、生産者の自主性を尊重しながら有機農業を推進してきました。その後、平成27年4月には、国から有機農業の生産拡大を視野に入れた新しい「有機農業基本方針」が公表されたことを受け、「群馬県有機農業推進計画」（第2次）を策定し、有機農業の推進を進めてきました。

今回、令和2年4月に国から新しい「有機農業基本方針」が公表されたことを受けて、新たな方針に基づき、有機農業者その他関係者の協力に加え、消費者の理解を得つつ、本県における有機農業のさらなる生産拡大を目的として、「群馬県有機農業推進計画」（第3次）を策定しました。

目 次

第 1	本計画のねらい	3
第 2	位置づけ	3
第 3	計画の期間	3
第 4	目標	3
第 5	目標達成に向けての推進施策	3
1	有機農業の生産拡大に向けた支援	3
2	有機農業を推進する人材の育成	4
3	有機農業により生産される農産物の流通・販売の支援	4
4	有機農業に対する消費者の理解増進	4
5	その他有機農業の推進に必要な支援	5
第 6	有機農業の推進体制の整備	5
第 7	計画の達成目標	6
第 8	用語解説	7
1	環境保全型農業	
2	エコファーマー	
3	特別栽培認証制度	
4	有機農業	
5	有機農業により生産される農産物	
6	有機農産物	
7	有機農業の推進に関する法律（有機農業推進法）	
8	有機有機農業の推進に関する基本的な方針（有機農業基本方針）	
9	有機農産物の日本農林規格（有機 J A S 規格）	
10	未来につながる持続可能な農業推進コンクール	
11	環境保全型農業直接支払交付金	

第1 本計画のねらい

本計画では、「有機農業」を「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義します。

また、「有機農業」に取り組むまでの前段として、土作りを基本として化学肥料・化学農薬の使用量を2割削減する「エコファーマー認定」及び地域の慣行基準と比較して5割以下に削減する「特別栽培認証制度」を「有機農業」の取組に向けたステップとして位置づけ、農業者の取組に応じた支援を行うことで、環境に配慮した農業の定着を図るとともに、「有機農業」のさらなる生産拡大を目指します。

第2 位置づけ

本計画は、群馬県農業農村振興計画の個別基本計画に位置づけ、有機農産物の生産振興にあたっての具体的な計画を示すものです。

第3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。ただし、情勢の変化や目標達成状況等に的確に対応するため、期間内であっても必要な場合は見直しを行います。

第4 目標

本計画では、「有機農業推進法」及び「有機農業の推進に関する基本的な方針」に則し、県内の農業生産現場の実情や農業者等の意向に配慮しつつ、有機農業への取組の容易化、有機農業により栽培された農産物の入手の容易化、有機農業に対する消費者の理解促進を目標とします。目標の達成に向けて、以下の推進施策を実施します。

- 1 有機農業の生産拡大に向けた支援
- 2 有機農業を推進する人材の育成
- 3 有機農業により生産される農産物の流通・販売の支援
- 4 有機農業に対する消費者の理解増進
- 5 その他有機農業の推進に必要な支援

第5 目標達成に向けての推進施策

1 有機農業の生産拡大に向けた支援

- (1) 有機農業関係者のネットワーク化を強化するために、有機農業に関する各種セミナーや研修会等情報交換の場を提供します。
- (2) 先進的な有機農業者の栽培技術や試験研究機関・普及組織・行政機関等の有する技術情報の提供を行い、現場で利用可能な技術の導入・定着を推進します。
- (3) 有機農業に取り組みやすくするために、農業者の営農計画や資金計画等について、経営面からのサポートを行います。
- (4) 環境保全型農業直接支払交付金制度の周知を行い、資金面での直接的な

支援施策として有機農業の経費負担を軽減し、有機農業者の取組を支援します。

- (5) 有機農業に取り組むまでの前段として、エコファーマー認定や特別栽培認証制度を位置づけ、有機農業への転換を考えている慣行栽培を行う農業者の段階に応じた支援を行うことで、有機農業に取り組みやすい環境づくりに努めます。

2 有機農業を推進する人材の育成

- (1) 有機農業者や有機農業への転換を考えている農業者に対して、適切な指導及び助言を行えるよう普及指導員等の資質向上に努めます。
- (2) 有機農業の指導を行う普及指導員等を、国や市町村、関係団体が開催する有機農業に関する研修会やセミナーなどへ派遣します。
- (3) 市町村や関係団体の職員に対して、有機農業に関する各種情報提供を行います。

3 有機農業により生産される農産物の流通・販売の支援

- (1) 有機農業により生産される農産物の流通を促進するため、流通業者及び販売業者に対して有機農産物等の規格や認証制度及び表示ルール等について啓発を行います。
- (2) 不適正な表示が原因になり、有機農業により生産される農産物の信頼を損ねることがないように、JAS法等の農産物表示ルールについて有機農業者に対して指導を行い適正表示を推進します。
- (3) 流通業者及び販売業者が、有機農業により生産される農産物を容易に入手できるようにするために、県内有機農業者の販売可能な農産物などの情報を収集して提供するとともに、有機農業者に対して有機農産物の規格や認証制度等の活用を促します。
- (4) 有機農産物に対する多様な需要を踏まえ、流通業者及び販売業者と有機農業者との意見交換や情報共有を行う場を提供し、両者の良好な関係構築を推進します。

4 有機農業に対する消費者の理解増進

- (1) 国や市町村、関係団体が開催するイベントや情報発信ツール等を活用し、消費者に対して、自然循環機能の増進、環境への負荷軽減、生物多様性の保全等有機農業の有する様々な機能についての知識の普及啓発を行うとともに、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費に関する情報を提供します。
- (2) 有機農産物を栽培する農場の見学会などを行い、消費者と有機農業者との交流を通じて相互理解を図ります。
- (3) 「未来につながる持続可能な農業推進コンクール」などの表彰制度を活用し、県内の有機農業の実践に関する優良事例の取組について、県ホーム

ページ等による情報発信を行います。

5 その他有機農業の推進に必要な支援

- (1) 有機農業者やそれに関わる関係者が一丸となって、有機農業の推進に取り組めます。
- (2) 有機農業の推進にあたり、有機農業者、その他関係者の意見が反映されるよう努めます。

第6 有機農業の支援体制の整備

1 県段階における支援体制

- (1) 本推進計画に基づき群馬県における有機農業の推進を図るために、有機農業者、農業者団体、消費者、流通業者、販売業者、市町村及び県等からなる協議会を設置します。
- (2) 県関係機関が連携して有機農業に対する支援を円滑に行うために、庁内の有機農業推進体制及び技術支援体制を整備します。

2 市町村段階における支援体制

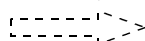
地域の実情にあわせた有機農業の推進を図るために、市町村における有機農業推進体制の構築を支援します。

【年度別推進計画】

項目	R3	R4	R5	R6	R7
○有機農業への取り組み支援	➡				
・有機農業者のネットワーク化支援	➡		----->		
・生産拡大にむけた技術支援			➡		
○有機農業により生産される農産物の流通・販売の支援		----->	➡		
○有機農業に対する消費者等の理解増進	➡				
・消費者への有機農業に関する情報	➡		----->		
・有機農業者と消費者の交流支援			➡		



県として重点的に支援する事項



農業者の主体的な取組を支援する事項

第7 計画の達成目標


1 有機農業のステップアップに向けた取組

- (1) 有機農業に取り組むための第1ステップとして、エコファーマー制度を位置づけ、エコファーマー認定における認定者延べ人数を、令和7年度までに6,920人として推進を図ります。
- (2) エコファーマーから1ランクステップアップし、より環境に配慮し、有機農業を視野に入れた営農活動として、県特別栽培農産物認証制度を第2のステップとして位置づけ、令和7年度までに認定者数を個人200人、法人20法人として推進を図ります。

2 有機農業の生産拡大の取組

最も環境に配慮したの最上位の取組として有機農業を位置づけ、さらなる生産拡大の指標として、有機JAS認証を取得する農家戸数を捉え、令和7年度までに95戸の農業者が有機JAS認証を取得することを目標として推進を図ります。

【達成目標】

年度	認定要件	R1(基準年)	R3	R4	R5	R6	R7
エコファーマー認定 (認定者延べ人数) 	土作り、化学肥料低減、化学農薬低減の3技術に取り組む。 化学肥料及び化学農薬を現行の栽培から2割以上低減を図る。	5,728 (認定者延べ人数)	6,120	6,320	6,520	6,720	6,920
特別栽培農産物認証制度 (認証農業者数) 	化学肥料・化学農薬を慣行栽培の5割以上を削減する。	183 (個人)	188	191	194	197	200
		9 (法人)	12	14	16	18	20
有機JAS認定 (認定機関登録農業者数) 	基本的に、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しない。	83 (農家戸数)	87	89	91	93	95

第8 用語解説

1 環境保全型農業

環境保全型農業とは、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と定義されている。（平成6年4月農林水産省環境保全型農業推進本部）

2 エコファーマー

平成11年に施行された「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、有機質資材等施用技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術の3技術を行う農業者をエコファーマーとして知事が認定する制度である。化学肥料及び化学農薬を、現行の栽培から2割以上削減する。

3 特別栽培認証制度

平成13年12月に「群馬県特別栽培農産物認証制度」を制定し、その農産物が生産された地域の慣行レベルに比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素分量が50%以下で栽培された農産物を認証する制度である。

4 有機農業

有機農業とは、「有機農業推進法」第2条において「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されている。

5 有機農業により生産される農産物

有機農業の推進に関する法律に定義された「有機農業」により生産される農産物。有機JAS規格の認証による有機農産物のほか、生産者と消費者の間の特別な信頼関係に基づいて行われる販売形態である「産消提携」による農産物などが含まれる。

6 有機農産物

有機農産物の検査認証制度に基づき、有機農産物の日本農林規格（有機JAS規格）に適合すると判定され、有機JAS規格マークを付された農産物。このような手続を受けていない農産物には、「有機農産物」、「オーガニック」、「有機」などの名称の表示やこれと紛らわしい表示を付すことは法律により禁

じられており、有機農業推進法で定義された有機農業で生産された農産物についても、有機JAS規格に適合すると判定されないとこれらの表示は法律によって禁止される。

7 有機農業の推進に関する法律（有機農業推進法）

平成18年12月に成立し施行。

有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、有機農業の発展を図ることを目的とした法律。

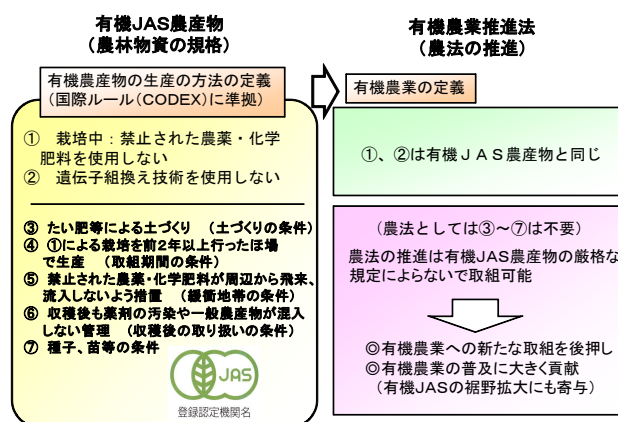
8 有機農業の推進に関する基本的な方針（有機農業基本方針）

有機農業推進法に基づき令和2年4月に公表された方針。令和2年度から約10年間を対象として、①有機農業の推進に関する基本的な事項、②有機農業の推進及び普及の目標に関する事項、③有機農業の推進に関する施策に関する事項、④その他有機農業の推進に必要な事項について定めたもの。

農業全体の様々な状況を踏まえ、5年後を目処に中間評価を行うものとしている。

9 有機農産物の日本農林規格（有機JAS規格）

有機農産物の生産方式についての基準等を定めたもの。その内容は、有機農業推進法に定義される有機農業に加え、有機農業による栽培を前2年行ったほ場で生産された農産物であること、有機JAS規格で禁止された農薬や化学肥料が周辺から飛来、流入しないように処置され生産された農産物であることなどが定められている。



有機JAS規格と有機農業推進法

10 未来につながる持続可能な農業推進コンクール

本コンクールは農林水産省が主催し、平成7年から「環境保全型農業推進コンクール」として実施されてきたが、平成29年度から名称を「持続可能な農業推進コンクール」に変更し、「有機農業・環境保全型農業部門」の他に「GAP部門」が追加された。

有機農業をはじめとする環境保全型農業の確立を目指して意欲的に経営や技術の改善に取り組み、農村環境の保全活動を通じ地域社会の発展に貢献している農業者や、それらの取組の普及・拡大に貢献した団体等を表彰する。こうした成果を広く紹介して環境保全と農業に対する国民の理解を深めるとともに、地域社会の活性化につながる有機農業をはじめとする環境保全型農業の面的拡大に役立たせるため実施している。

11 環境保全型農業直接支払交付金

農業者等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を実施する。有機農業や堆肥の利用、カバークロープなどの取組が支援の対象となっている。